

【別添1】

○国土交通省告示第四百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第五号及び第二十六条の三第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

租税特別措置法施行令第二十六条第十九項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替並びに同令第二十六条の三第四項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

三 浴室を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

四 便所を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

ロ 便器を座便式のものに取り替える工事

ハ 座便式の便器の座高を高くする工事

五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事

(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)

七 出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。